

憲法違反の安保法案の廃案を求める

平成 27 年 7 月 13 日

国民安保法制懇

集団的自衛権の行使を容認した 2014 年 7 月 1 日の閣議決定（以下「7 月閣議決定」という。）は、合憲性を基礎づけようとするその論理において破綻している。そして自衛隊の活動範囲についての法的安定性を大きく揺るがすものであるのみならず、日本の安全保障に貢献するか否かさえもきわめて疑わしい。改めて 7 月閣議決定の撤回を求めるとともに、7 月閣議決定の内容を具体化する、本年 5 月に国会に提出された安保関連法案の廃案とすることを求める。

1. 集団的自衛権行使容認の違憲性

(1) 政府の憲法解釈

憲法 9 条の下で武力行使が許されるのは、個別的自衛権の行使、すなわち日本に対する急迫不正の侵害があり、これを排除するために他の適当な手段がない場合であって、しかもそれも必要最小限度の実力行使に限られる、との政府の憲法解釈は、自衛隊創設以来、変わることなく維持されてきた。集団的自衛権の行使は典型的な違憲行為であり、憲法 9 条を改正することなくしてはあり得ないことも、繰り返し政府によって表明されてきた。

(2) 論理的に整合しない

7 月閣議決定は、政府の憲法解釈には「論理的整合性」と「法的安定性」が要求されるとし、「論理的整合性」を保つには、従来の政府見解の「基本的な論理の枠内」にあることが求められるとする。そして、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」がある場合には、当該他国を防衛するための集団的自衛権の行使も許容されるとしている。

これは、個別的自衛権の行使のみが憲法上、認められるとの従来の政府見解の論拠に基づいて、集団的自衛権の行使が限定的に認められるかのように見せかけようとするものである。しかし、自国を防衛するための個別的自衛権と、他国を防衛するための集団的自衛権とは、本質を異にするものであり、前者のみが許されるとするその論拠が、後者の行使を容認するための論拠となるはずがない。

(3) 憲法 9 条の課す限界の下にある

自衛のための必要最小限度内の措置の中に、国際法の観点から見て集団的自衛権として性格づけられる可能性のあるものが存在し得ることが、上記解釈変更を支える理由とされることもある。しかし、戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認を謳う憲法 9 条の下で、例外的に武力行使が認められるとする以上、その限界は、あくまで憲法上

の観点から判断されるべきである。

実際のところ、7月閣議決定もそのような前提に立っているはずである。そうでなければ、国際法上は存立の余地のない、後記「武力行使一体化論」が上記解釈変更後もなお維持されていることとの整合性が説明できない。

(4) 法的安定性に欠ける

7月閣議決定は、政府の憲法解釈には「論理的整合性」と「法的安定性」が要求されるといいながら、「法的安定性」については、何ら語るところがない。

しかし、ホルムズ海峡での機雷掃海活動が許容されるか否かについて、連立を組む与党の党首の間でも見解が異なることを見れば、集団的自衛権の行使に対して明確な「限定」が存在しないことは明らかである。「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」という、いかにも限定的に見える法案の文言と地球の裏側まで自衛隊を派遣しようとする政府の意図との間に、常人の理解を超えた異様な乖離があり、この文言が持つはずの限定的な役割が否定されているといわざるを得ない。機雷掃海活動を超える武力の行使についても、時の政権によって必要と判断されるならば、行使されないという法的論拠は存在しない。安倍首相は「あれはしない、これもしない」と言い張っているが、それは彼が今現在そのつもりである、というだけであり、彼が考えを変えればそれまでの話である。

歯止めは存在せず、法的安定性に欠けている。

2. 砂川事件最高裁判決の先例性

(1) 争点ではなかったこと

砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権の行使が合憲であるとの主張もなされているが、砂川事件で問題とされたのは、日米安全保障条約に基づく駐留米軍の合憲性であった。日本が集団的自衛権を行使し得るか否かは、全く争点となっていない。

よく引き合いに出される「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」という文言が現れる判決文の段落は、「憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではない」という結論で締めくくられている。この結論を引き出すために、日本は「必要な自衛のための措置をとりうる」と述べられているにとどまる。

最高裁判決の先例としての価値——つまり、当該先例から引き出される一般法理——は、いかなる具体的争点に対してなされた判断であるかを基に決まる。砂川判決から集団的自衛権の行使が合憲であるとの結論が導かれるとの主張は、こうした法律学の基本原則と衝突する。

(2) 砂川統治行為論

自民党の政治家は、最高裁がある種の統治行為論をとったことにも、救いを求めようとしているようであるが、最高裁が回答を示すべきか否かという問題と、当該法令

が違憲か合憲かという問題は、レベルが異なる。個別の紛争を決められた手続の下、限られた証拠のみに基づいて裁く司法機関である裁判所が、国家の存立にかかわる問題について政治部門の判断に対して謙譲を示すべきか否かという問題にとどまる。たとえ最高裁が判断を示さないとしても、違憲の法律は違憲である。

3. 外国軍隊等の武力行使との一体化

憲法9条の下で例外的に個別的自衛権の発動として武力行使できる場合以外には、武力の行使をしてはならず、また他国の武力行使と一体化すると評価されることがあってもならないと、政府は解釈してきた。この武力行使一体化論は、7月閣議決定及び安保関連法案でも維持されている。

法案によれば、自衛隊は、弾薬の供与や発進準備中の航空機への給油を新たに行ない得ることとされているが、弾薬の供与や発進準備中の航空機への給油は、どう見てもまさに一体化そのものである。

また自衛隊による外国軍隊の後方支援に関して、従来の「戦闘地域」と「非戦闘地域」の区別が廃止される。一般的には、自衛隊の活動が外国軍隊の武力行使と一体化すると言えるか否かについては、従来、①他国の活動の現況、②自衛隊の活動の具体的内容、③他国が戦闘行動を行う地域と自衛隊の活動場所との地理的關係、④両者の關係の密接性、の4点に照らして総合的に判断すべきものとされてきた。

こうした具体の状況に即した総合的判断を現場の指揮官がその都度、行うことは至難の技である。「戦闘地域」と「非戦闘地域」との区分は、政治が余裕をみて一律の判断を予めすることで、現場での自衛隊の活動が違憲となることのないようにするための配慮に基づくものである。

現在の法案が示している「現に戦闘行為が行われている現場では（自衛隊の活動を）実施しない」との条件では、刻々と変化する戦闘の状況に対応し得るはずがない。具体的状況により、外国軍隊等の武力行使との一体化につながるおそれがきわめて高いと言わざるを得ない。

4. 日本の安全保障の実質的な毀損

(1) 説得力のない「安全保障環境の変化」

7月閣議決定は、集団的自衛権の行使が容認される根拠として、「我が国を取り巻く安全保障環境」の変化を持ち出している。しかし、その内容は、「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等」というきわめて抽象的なものにとどまっており、説得力ある根拠を何ら提示していない。我が国を取り巻く安全保障環境が、本当により厳しい、深刻な方向に変化しているのであれば、限られた我が国の防衛力を地球全体に拡散するのは愚の骨頂である。

(2) アメリカが助けてくれる保障はない

世界各地でアメリカに軍事協力することで、日本の安全保障にアメリカがさらにコミットしてくれるとの希望的観測が語られることがある。しかし、アメリカはあくま

で日米安全保障条約 5 条が定める通り、「自国の憲法上の規定及び手続に従つて」条約上の義務を果たすにとどまる。本格的な軍事力の行使について、アメリカ憲法は連邦議会の承認をその条件としていることを忘れるべきではない(米憲法 1 篇 8 節 11 項)。例えば無人島の領有をめぐる争いに、中国との本格的な戦争のリスクをも顧みずに、アメリカが日本を助けてくれる保障はない。いかなる国も、その軍事力を行使するのは、自国の利益に適う場合だけであることを肝に銘じる必要がある。

(3) 抑止力論は説得的ではない

集団的自衛権の行使を容認することで抑止力を高めるともいわれる。しかし、一方的にいくら抑止力を高めたいと言ったところで、受け取る側がそう思わなければ意味がない。弛緩した空気の漂う国会と、不誠実な政府答弁が繰り返されるこの様は、抑止論が政府によって真剣に考えられていないことを諸国に暴露するようなものである。

仮に、抑止力の名のもとに日米共同作戦体制を強化するならば、アメリカの要請を拒否すれば抑止力の弱体化につながることになる。他方、要請に応じれば我が国が戦争当事国となり、我が国への攻撃が誘発される可能性も排除できないことになる。同時に、我が国が抑止力を高めれば、相手側はさらに軍備を強化し、安全保障環境は悪化する可能性も少なくとも同じ程度に存在する。

以上述べてきたように、安保関連法案は、核心的な部分において「一見きわめて明白に違憲」であり、その他にも数多くの重大な欠陥を含む憲法違反の法律である。

さらに、同法案は本来審理されるべき多くの論点が審議を尽くされておらず、国民の多数が、同法案に反対している状況において採決を強行することは断じて許されない。

我々は、安保関連法案の衆議院での採決に反対し、同法案を憲法違反の法案として廃案とすることを強く求める。

国民安保法制懇

愛敬 浩二 (名古屋大学教授)
青井 未帆 (学習院大学教授)
伊勢崎賢治 (東京外国語大学教授)
伊藤 真 (弁護士)
大森 政輔 (元内閣法制局長官)
小林 節 (慶応義塾大学名誉教授)
長谷部恭男 (早稲田大学教授)
樋口 陽一 (東京大学名誉教授)
孫崎 享 (元外務省国際情報局長)
柳澤 協二 (元内閣官房副長官補)